

平成 27 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 ブイキューブ
代 表 者 名 代表取締役社長 間下 直晃
(コード番号：3681 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 C F O 大川 成儀
(TEL. 03-5768-3111)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記の通り、改定後の内容をお知らせいたします。

今回の改定の要旨は、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則を踏まえ、企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに監査役監査を支える体制に係る方針の強化等に関する変更であります。

下線部分は変更箇所であります。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会を月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役は意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、取締役の業務執行に関する監督機能を確保する。
 - (2) 監査役は、監査方針のもと取締役会、経営会議への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - (3) 取締役及び使用人が守るべきコンプライアンス体制の基礎として「倫理行動規範」及び「企業倫理規程」を定める。
 - (4) 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、「ホットライン規程」を定め、監査役を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備する。
 - (5) 業務執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設置し、適正な業務執行を確保するため、定期的に内部監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書管理規程」の定めに基づき適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために副社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図る。
 - (2) 重要なリスクについては「リスク管理規程」で方針を定め、組織的管理を行う。
 - (3) 法令遵守の推進及び危機発生時における対応と事態解決を行うために、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を常設組織として置く。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役への委嘱業務、執行役員への権限移譲の明確化により、経営責任の所在を明らかにするとともに、事業運営の迅速化を図る。
 - (2) 取締役及び幹部社員で構成される経営会議を定期的に開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を適宜行い、日常業務の活動方針を決定する。
 - (3) 「中期経営計画」・「年度予算計画」を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社におけるコンプライアンス体制やリスク管理体制の構築等、業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「倫理行動規範」を定めるほか、グループ各社で諸規定を定めるものとする。
 - (2) グループ会社の経営管理については「関係会社管理規程」に従い当社への報告制度によるグループ会社の管理を行う。
 - (3) グループ会社の使用人は、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には「ホットライン規程」に基づき報告するものとする。
 - (4) 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - (5) 内部監査室は定期的に監査を実施し、業務の適正を確保するものとする。
 - (6) 当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の要請の都度、必要な専門性を有する者を使用人の中から監査役スタッフとして任命する。
 - (2) このスタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。
 - (3) 取締役及び使用人は、このスタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとする。
 - (4) このスタッフの任命、異動、評価等は監査役と協議の上決定するものとする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は必要に応じて当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人等（以下、子会社の取締役等）又はこれらの者から報告を受けた者から随時報告を求め、その職務の執行状況を確認する。また、取締役会等の重要な会議には、監査役が出席する体制とする。
 - (2) 監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者にその説明を求めることとする。
 - (3) 当社は、子会社との間で、予め、子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介して又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人等に報告することができる体制を整備する。そして、当社は、当該体制により当社の取締役又は使用人等が子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - (4) 経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役が定めた「監査役監査基準」に則り、監査役がその都度報告を受ける体制を確保し、財務情報の開示においては、事前に監査役の内容確認を受ける。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「ホットライン規程」に基づき、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、監査役の職務分担、代表取締役との定期的な会合、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保する。

以 上